

H29鯖江市第1号通所介護事業

種別	通所型予防給付相当サービス	通所型基準緩和サービス(A型)	通所型短期集中予防サービス(C型個別サービス)	通所型短期集中予防サービス(C型集団サービス) 「生活すいすい教室」
サービス内容	自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練	運動器機能訓練を主とし、随時、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防プログラム等を組み合わせた自立支援に資する通所事業	複合プログラム、個別プログラム 【必須】 運動器の機能向上プログラム 【選択】 口腔機能向上プログラム 栄養改善プログラム	複合プログラム、個別プログラム + 集団プログラム 【必須】 運動器の機能向上プログラム 【選択】 口腔機能向上プログラム 栄養改善プログラム
提供時間	3時間以上	3時間未満	2時間	2時間
期間	介護予防ケアマネジメントによる期間	介護予防ケアマネジメントによる期間	概ね3ヵ月	概ね3ヵ月
対象となるケース	要支援者および事業対象者(健康チェックリスト該当者)の内、下記の(ア)(イ)に該当する者 (ア)既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要と認められるケース (イ)ケアマネジメントで以下のような状態で専門的なサービスが必要と認められるケース ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者 ・自宅での入浴が困難で、通所での入浴支援が必要な者 ・医療度が高く、看護師等の有資格者が管理を要する者等	要支援者および事業対象者(健康チェックリスト該当者)の内、継続した運動指導を行うことで、機能改善が見込まれる者	要支援者および事業対象者で、短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された者で、即時にサービス導入が適当な者もしくはC型集団サービス利用が適当でない者 (例) 怪我や病気等により一時的に生活機能が低下している者	地域包括支援センターが把握した事業対象者(健康チェックリスト該当者)の内、短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された者
サービス提供の考え方	・適切なマネジメントにより、利用目的を明確化し、利用期限の設定をする ・A型サービスとの併用可 ・状態を踏まえながら、一般介護予防事業等多様なサービスの利用を促進	・短期集中通所型サービス終了後、生活機能の維持のため必要と認められる場合に利用 ・適切なマネジメントにより、利用目的を明確化し、利用期限の設定をする ・状態を踏まえながら、一般介護予防事業等多様なサービスの利用を促進し、可能な限り移行へ	・個別支援計画にもとづいた個別指導 ・短期集中通所型サービス終了後、生活機能の維持のため必要と認められる場合には、通所型サービスA等の利用につなげる。 ・併せて、一般介護予防事業の利用および終了後は移行	・サービス利用に関しては、地域包括支援センターに相談すること ・集団指導と個別支援計画にもとづいた個別指導 ・短期集中通所型サービス終了後、生活機能の維持のため必要と認められる場合には、通所型サービスA等の利用につなげる。 ・併せて、一般介護予防事業の利用および終了後は移行
実施方法	事業所指定	事業所指定	事業所指定	委託事業者 市内2箇所地区公民館等 年2ケール 週1回程度、指定日時、全12回
費用単価	要支援1相当 (月1~4回)	1,647単位/月 378単位/回	310単位/回 (月5回上限)	340単位/回 (月5回上限)
	要支援2相当 (月5~8回)	3,377単位/月 389単位/回		
報酬単価の考え方	移行期間である平成29年度は、月単価で算定 【回数単価使用の場合】 ・通所型A型サービスとの併用の場合 予防給付相当通所型サービスとの併用可 ・月途中の入退院利用開始および利用中止	予防給付相当通所型サービスとの併用可	回数単価を使用	給付管理対象外サービスとなるため、 支給限度額に含まない。
加算等	・生活機能向上グループ活動加算 100単位 ・運動機能向上加算 225単位 ・栄養改善加算 150単位 ・口腔機能向上加算 150単位 ・選択的サービス複数実施加算 480単位(Ⅰ) 700単位(Ⅱ) ・若年性認知症受入加算 240単位 ・中山間地等居住者へのサービス提供加算 所定単位数の5% ・定員超過・人員欠如による減算 70% ・事業所評価加算 120単位 ・サービス提供体制加算(Ⅰ)イ、ロ、(Ⅱ) ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	なし	・口腔機能向上プログラム加算 150単位/回(月2回上限) ・栄養改善プログラム加算 150単位/回(月2回上限)	
自己負担額	1割または2割	1割または2割	1割または2割	参加料 1回300円(事業者が実費徴収)
サービス提供者	通所介護事業者従事者	指定通所介護事業者従事者	指定通所介護事業者従事者・医療専門職	委託事業者・医療専門職
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA (通所型サービスCからの移行の場合は、 指導プログラムの継続性を重視)	ケアマネジメントA (通所型サービスAへの移行の場合は、 指導プログラムの継続性を重視)	ケアマネジメントA (通所型サービスAへの移行の場合は、 指導プログラムの継続性を重視)